

令和7年度 印西市指定居宅介護支援事業者等 集団指導

令和8年度における変更点など

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
令和7年度印西市指定居宅介護支援事業者等集団指導を開催いたします。
本日は、令和8年度における変更点を主な内容として実施いたします。

指導項目

- 1 管理者の資格について
- 2 介護認定申請時の添付書類について
- 3 例外給付に係る理由書の提出について
- 4 居宅サービス計画作成費の算定について
- 5 電子申請届出システムについて
- 6 ケアプラン連携データシステムについて
- 7 在宅福祉サービスについて
- 8 ケアプラン点検について
- 9 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 10 介護事業者系の設置について
- 11 千葉県介護業務効率アップセンター

項目としては次の11項目となります。

1 管理者の資格について

■ 管理者は常勤専従の主任介護支援専門員

印西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(管理者)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、[介護保険法施行規則第140条の66第1号イ\(3\)](#)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を前項に規定する管理者とすることができる。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の業務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

まず、1 居宅介護支援事業所における管理者の資格についてです。
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第2項の規定により、居宅介護支援事業所の管理者は常勤専従の主任介護支援専門員でなければならないとされています。

1 管理者の資格について

■ 令和8年度は経過措置の最終年度

印西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

附則

(管理者に係る経過措置)

2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

この規定には、経過措置が設けられていますが、令和9年3月31日までとされていることから、令和8年度が経過措置の最終年度となりますので、必要な研修等の受講をお願いいたします。

1 管理者の資格について

■ やむを得ない理由

本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合。なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

なお、例外として介護支援専門員が管理者となる場合がありますが、やむを得ない理由がある場合とされており。

やむを得ない理由とは、国の解釈通知において、本人の死亡や長期療養、退職、転居などが列挙されており、安易に適用可能な規定ではないことが分かります。今年度の実地指導において、主任介護支援専門員資格の有効期間が失効している例がありました。

故意や重過失がない限り、すぐさま効力停止などにつながるものではありませんが、資格管理については、事業所や法人において適正に管理いただきますようお願いいたします。

2 介護認定申請時の添付書類について

■ 第2号被保険者の申請に係る医療保険情報

介護保険法施行規則

(要介護認定の申請等)

第35条 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第2号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第2号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

3～6 (略)



2 前項の申請に係る被保険者が第2号被保険者であるときは、市町村は、当該第2号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。

続きまして、介護認定申請時の添付書類についてです。
医療保険被保険者証の廃止に伴い、介護保険法施行規則の一部が改正されており、医療保険情報については市町村が確認することと記載されているのみとなっています。

2 介護認定申請時の添付書類について

■ 第2号被保険者の申請に係る医療保険情報

●原則 マイナンバーを用いた情報連携により医療情報の確認を行う

★ 情報連携には、本人確認が必須

●第2号被保険者の申請代行時は、本人確認書類の写しを添付

写真付きなら1つ

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証

写真なしなら2つ

- ・介護保険被保険者証
- ・介護保険負担割合証
- ・公的機関から発行された書類で、氏名及び生年月日又は氏名及び住所がプレプリントされたもの

医療情報に関する市町村における確認については、原則としてマイナンバーを用いた情報連携により行うこととなっています。

マイナンバーを用いた情報連携を行う場合は、マイナンバーカード等により本人確認及び個人番号の確認を行う必要があります。

マイナンバーカードを保有していない場合などは、本人確認を行うことにより市においてマイナンバーを照会の上、情報連携による医療情報の確認を行うことが可能です。

このため、第2号被保険者の申請代行を行う場合は、必ず本人確認書類を添付いただくようお願いいたします。

本人確認書類については、写真付きのものなら1点、写真無しのものなら2点で行っていますので、よろしくお願いいたします。

3 例外給付に係る理由書の提出について

■ 福祉用具貸与 認定調査の結果から必要と判断できる場合は不要

- 留意事項の表を用いて判断可能な場合は理由書の提出は不要
- 確認に用いた文書等はサービス記録と併せて保存

その他の場合は、これまでどおり理由書の提出により確認を行います。

留意事項項目	認定調査結果が定める範囲内 該当しずれば該当する表	認定調査結果が定める範囲外に該当する基本調査の結果
ア. 着け下及び着け下 補正	<input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常活動範囲における移動の支障が特に必要と認めらるる表	基本調査 1-7 「2. できない」
イ. 特種車及び特殊 車の付随品	<input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態	基本調査 1-4 「2. できない」 基本調査 1-3 「2. できない」 基本調査 1-2 「2. できない」
ウ. 床ずれ防止用具及 身体拘束装置	<input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態	基本調査 1-2 「2. できない」 基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を尊重し得る」とは、 2)は 基本調査 3-2-2-3-1-7のいずれか 「2. できない」 2)は 基本調査 3-2-4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、生活保護費等において、調査の結果がある程度認識さ れたい旨の記述を行う。
エ. 認知症老人用特 殊機器	<input type="checkbox"/> 原則として全対象を必要としえない等 <input type="checkbox"/> 原則として全対象を必要とする表 <input type="checkbox"/> 原則として全対象を必要とする表	基本調査 2-2 「4. 必要無し」以外 基本調査 1-8 「2. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部対象」又は「4. 対象外」
オ. 電動車いす / フ ィット（電動車いす）	<input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態	基本調査 1-8 「2. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部対象」又は「4. 対象外」
カ. 日常生活援助装置	<input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態 <input type="checkbox"/> 日常時に着用し得る状態	基本調査 2-1 「4. 対象外」 基本調査 2-1 「4. 対象外」

続きまして、3 例外給付に係る理由書の提出についてです。
 軽度者への福祉用具の貸与に当たっては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」に基づき、市の運用として全ての場合において理由書の提出を求めています。令和 8 年度からは認定調査の基本調査により必要性があると判断可能な場合は、当該理由書の提出を不要とします。
 具体的には、留意事項の表に、該当する基本調査結果の内容が記載されている場合となります。

この場合、確認に用いた文書等はサービス記録と併せて保存しなければならないとされていることから、適切に処理いただきますようお願いいたします。
 実地指導やケアプラン点検において確認させていただく場合があります。
 その他の場合は、引き続き理由書の提出により確認を行います。

3 例外給付に係る理由書の提出について

■ 福祉用具貸与 介護認定申請中の被保険者は認定後

【必ず実施】

- 貸与の必要性判断 主治医への意見聴取やサービス担当者会議等の実施

【認定後】

- 軽度者に該当する場合

① 基本調査結果により判断可能

⇒ 理由書の提出は不要。確認に用いた文書等はサービス記録と併せて保存

② 基本調査結果による判断不可能

⇒ 貸与の必要性判断に用いた情報を記載した理由書を提出

介護認定申請中に、暫定プランに基づき貸与する場合の理由書の提出時期は、認定結果をもって提出の判断を行う必要があるため、認定後とします。
申請中は、基本調査の結果をもって判断することができないため、主治医への意見聴取やサービス担当者会議等により、貸与の必要性判断を必ず行ってください。
認定後、軽度者に該当する場合であって、基本調査結果により判断可能なときは理由書の提出は不要です。
基本調査結果により判断ができないときは、貸与の必要性判断に用いた情報等を記載した理由書を提出してください。

3 例外給付に係る理由書の提出について

■ 福祉用具貸与 標準化による様式変更

【理由の記載内容】

- サービス担当者会議の要点に記載されている場合
「別紙参照」として可
- サービス担当者会議の要点の記載事項
 - ① 聴取した主治医の氏名・医療機関名
 - ② 医師の所見の内容
 - ③ 福祉用具専門相談員等の氏名・所属機関
 - ④ 福祉用具専門相談員等の意見の内容

The image shows two forms. The top form is a 'Standardized Form for Submission of Reasons for Exceptional Payment' (標準化された理由書の提出用様式). It includes fields for 'Applicant Name' (申請者氏名), 'Municipality' (市区町村), 'Welfare Office' (福祉課), 'Date' (日), 'Month' (月), 'Year' (年), and 'Page' (ページ). Below these are sections for 'Applicant Information' (申請者情報) and 'Reasons for Exceptional Payment' (例外給付の理由書). The bottom form is the 'Reasons for Exceptional Payment' (例外給付の理由書). It has a header with 'Municipality' (市区町村) and 'Welfare Office' (福祉課). The main body is divided into several sections: 'Applicant Information' (申請者情報), 'Reasons for Exceptional Payment' (例外給付の理由書), 'Applicant's Statement' (申請者の説明), 'Welfare Office's Statement' (福祉課の説明), and 'Remarks' (備考). Each section contains specific fields for recording information.

理由書裏面の記載について、サービス担当者会議の要点に記載があるものに関しては「別紙参照」と記載し、サービス担当者会議の要点を添付いただいても構いません。

この場合、サービス担当者会議の要点に必要な事項が記載されている必要があるため、所見を聴取した主治医の氏名、病院名、所見内容、福祉用具専門相談員等の助言をした方の氏名、所属等、助言内容を要点内に記載してください。

また、軽度者への福祉用具貸与に係る様式について、令和7年度から国の示す標準様式に変更を行っておりますので、提出の際は御注意ください。

4 居宅サービス計画作成費の算定について

■ 過誤申立書の提出について

- 過誤申立書の提出時期
国保連合会における審査の決定後
決定を受けたものでないと市に実績がないため、申し立ての処理が行えません
- 適正化事業により照会のあった実績
 - ① 照会に対しては必ず回答すること
 - ② 適正化事業に基づく過誤として処理するため、過誤申立書の提出は不要
 - ③ 期限までに回答しなかった場合は、市の指示に基づき提出

続きまして、介護申立書の提出時期について御説明します。

まず、1点目として、国保連の審査において適当と認められたものでない限り、市に実績情報がいないため、過誤申立が行えません。

このため、過誤申立書は国保連における審査の決定を受けてから提出してください。

2点目として、適正化事業により国保連から照会のあった実績についてです。

まず、国保連から疑義のある実績として照会があったものに対しては必ず回答してください。

この回答に基づき、過誤実績であると判断された場合は、国保連からの通知に基づき、適正化による過誤として申立を行うため、事業所からの過誤申立は不要です。

なお、国保連に対して期限までに回答を行わなかった場合、市に未確認情報として通知があります。

この場合は、市から事業所に御連絡させていただいた上で、内容により過誤申立の提出指示等を行います。

4 居宅サービス計画作成費の算定について

■ 処遇改善加算

- 1 適用期間 令和8年6月から
- 2 単位数 1月当たりの総単位数の2.1%
- 3 要件 (1)及び(2)の要件を満たしていること
 - (1) 介護職員その他の職員について加算分の賃金改善を実施していること
 - (2) 次のいずれかの要件を満たしていること
 - ① 生産性向上や協働化に係る取組の実施(令和8年度特例要件)ア、イのいずれか
ア ケアブランドデータ連携システムを利用していること
イ 社会福祉連携推進法人に所属していること
 - ② 処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件

続きまして、御存じの方も多いかと思いますが、令和8年6月から居宅介護支援が処遇改善加算の対象サービスとなります。

処遇改善加算の単位数は、1月当たりの総単位数に2.1%を乗じた単位数となります。

なお、取得にはいくつかの要件を満たす必要がありますが、令和8年度については誓約書の提出をもって取得可能なものとなっています。

年度中には要件を満たす必要がありますが、介護職員の待遇向上のための加算であるため、積極的に取得いただくよう御検討ください。

4 居宅サービス計画作成費の算定について

■ 処遇改善加算

提出書類と提出期限（原則）

- ①介護給付費算定に係る体制等状況一覧表等（加算を取得する月の前月の15日まで）
- ②介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（加算を取得する月の前々月の末日）

※令和8年6月から加算を取得する場合（特例）

- ①令和8年5月15日
- ②令和8年6月15日

詳しくは、整い次第通知します

処遇改善加算の取得に必要な提出書類と提出期限についてですが、1点目は介護給付費算定に係る体制等状況一覧表で、加算を取得する月の前月の15日まで、2点目が処遇改善加算処遇改善計画書で、加算を取得する月の前々月の末日となっています。

令和8年度は特例的な取り扱いとなる予定で、令和8年6月の当初から加算を取得する場合は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表については令和8年5月15日まで、処遇改善計画書については原則と異なり、令和8年6月15日となる見込みです。

詳しくは整い次第通知しますので、6月からの加算取得を考えている事業所においては、準備をお願いいたします。

4 居宅サービス計画作成費の算定について

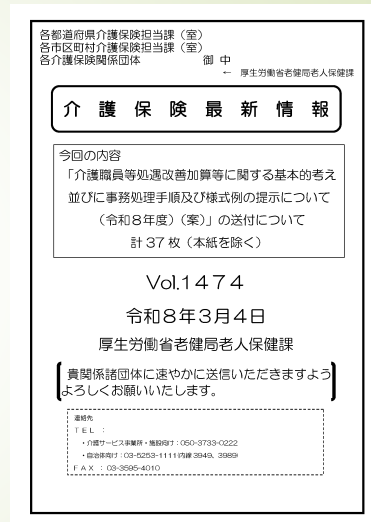
■ 処遇改善加算

詳しくは、以下を参照

介護保険最新情報

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え 並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度）（案）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001666256.pdf>



処遇改善加算の詳細については、介護保険最新情報に掲載されていますので、御参照ください。

4 居宅サービス計画作成費の算定について

➡ 処遇改善補助金

介護サービス事業者の皆さまへ 厚生労働省

介護分野の職員の質上げ・職場環境改善事業

介護職員以外の職員にも 月額 1.0万円^(※) 相当を、対象拡大！ 6か月分補助します。

※定期給費の職員一人当たりの定額、平均的な職員総額を元に算出した交付率を補助額に基いて補助します。

以下ステップに沿って申請していませんか？

① まずは所在地の都道府県に届け出ましょう！
※指定業者が市町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

② 補助金額に相当する職員の賃金改善を行いましょ！
※特にR7年度内に支給を受ける場合、R.8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した税込額の賃金改善等を補助金の支給を持たずに行うこともご検討ください。

③ 生産性向上等に係る取組のいずれかを行いましょ！
●処遇改善加算Iに準ずる要件
※住居費・賃金体系の改善、研修等の実施、職場環境の改善

④ 都道府県の定める期限までに実績報告をしましょ！

処遇改善加算や本事業について不備点がある 専用コールセンター 055-3733-0222 (受付時間 9:00~18:00(土日・祝日含む))

賃金配分方法や算定条件について、専門家に相談したい 処遇改善加算 個別相談支援 0470-273311 (受付時間 9:00~17:00) <https://kaigo-shoukaizen.shn.go.jp>

加算とは別に処遇改善に係る補助金についても、居宅介護支援が対象に追加されます。
申請先は、千葉県となり、詳細は別途通知があるとのことですので、分かり次第通知します。

5 電子申請届出システムについて

■ 事業者の指定等の手続きは電子申請届出システムで

介護保険法施行規則

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

第165条の7 次に掲げる申請、申出又は届出は、厚生労働省の使用に係る電子計算機と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

続きまして、5 電子申請届出システムについてです。

事業者の指定等に係る手続きについては、介護保険法施行規則の規定により、原則として電子申請届出システムにより行うこととされています。

市でも令和8年4月から、当該システムによる手続きが可能となりますので、更新の申請や変更の届出、各種加算関係についても当該システムにより行うこととなります。

システムの利用には、後程、御説明するアカウント登録が必要となりますので、速やかに準備を行ってください。

システムにより手続き等が行えない、やむを得ない事情がある場合には、御相談ください。

5 電子申請届出システムについて

■ 事業者の指定等の手続きは電子申請届出システムで

• G Biz ID を使い、電子申請により、指定・変更・加算等の申請、届出をWEBフォーム上で行うこととなります。

• 以下のG Biz ID ホームページのトップ画面から、「G Biz ID プライム」のアカウントを作成してください。

デジタル庁「G Biz ID」サイト

アカウント作成 → G Biz ID | Home (gbiz-id.go.jp) (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

ご意見・お問合せ → <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

電話 0570-023-797

G Biz ID メンバーの利用できるサービスには、「介護サービス情報公表システム」、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」があります。G Biz ID には、アカウントの種類がいくつかありますので、「G Biz ID プライム」を法人の代表がアカウントを作成してください。アカウントの中でも、「G Biz ID エントリー」については、御利用頂けないシステムがありますので御注意ください。また、登録しましたら、電子申請や補助金でもよく利用するものなのでID等の管理方法につきましてもお願いします。最新情報については、デジタル庁「G Biz ID」サイトを御覧ください。

6 ケアプランデータ連携システムについて

■ ケアプランデータ連携システムの積極的な導入・利用

- ・フリーパスキャンペーンの期間を延長
- ・電子証明書の再交付手順の簡略化

ケアプランデータ連携システムご利用時に必要な「電子請求受付システム」のID確認・PW再発行手続きを、電子請求受付システム上で行うことができるようになりました。

- ・「ケアプランデータ連携システムヘルプデスク」サイト、各種コンテンツ

<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

ヘルプデスクへのお問い合わせ TEL : 0120 - 584 - 708

続きまして、6 ケアプラン連携データシステムについてです。
居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結する仕組みです。
昨年から実施している、ライセンス料が無料となるフリーパスキャンペーンですが、期間延長となりますので、この期間にぜひ導入をお願いします。
ケアプランデータ連携システムご利用時に必要な「電子請求受付システム」のID確認・PWについて、再発行手順が郵送からシステム上で行えるよう変更になりました。
「ケアプランデータ連携システムヘルプデスク」サイトの「導入の流れ」、「各種コンテンツ」をご覧ください積極的な利用をお願いいたします。
詳しくは後半に御説明しますが、令和8年度から高齢者福祉課に新たに介護事業者係を新設し、導入研修等を開催し、みなさまの支援に関することなども行ってまいります。日程等が決まりましたら御案内します。

7 在宅福祉サービスの電子申請について

■ 一部の手続きが電子申請で行えます

- 開始時期 令和8年4月1日から
- 対象サービスと手続き
 - ・紙おむつ給付サービス事業（新規申請及び廃止）
 - ・配食サービス事業（廃止）
 - ・外出支援サービス事業（廃止）
 - ・福祉タクシー事業（廃止）

続きまして、7 在宅福祉サービスの電子申請についてです。
令和8年4月1日から在宅福祉サービスの一部について電子申請による受付を開始します。

対象になる手続きは、

- ・紙おむつ給付サービス事業の新規申請及び喪失の届出
- ・配食サービス事業の廃止の届出
- ・外出支援サービス事業の廃止の届出
- ・福祉タクシー事業の廃止の届出

となります。

ぜひ、御活用ください。

8 ケアプラン点検 スケジュール

対象月が近づいたら文書で通知します。

		令和8年度 ケアプラン点検進捗表											
		事業所名											
1		印西居宅											
2	4月	ケアプランそうさん											
3		はるかぜ											
4	5月	ケアプランよした											
5		JIA西印簿											
6	6月	社協											
7	7月	ゆかり印西											
8		がじゅまる											
9		ホワイトヴィラ											
10	8月	ケアプラン一会											
11		ケアプラン宝											
12	9月	居宅支援本舗											
13		フレンズ印西											
14	10月	ペブル											
15		みどり荘											
16	11月	ハートヴィレッチ											
17		ハッピーデイ											
18	12月	梨桜											
19	1月	フレーグ本舗											
20		きはら											
21	2月	ヴィラ大森											
22		やまと											
23	3月	ラーバン居宅											
24		居宅印西											

※点検項目は提出期日の約1か月前に通知させていただきます。

続きまして、8 ケアプラン点検のスケジュールについてです。

令和8年度のケアプラン点検のスケジュールは、資料のとおりです。対象月が近づきましたら、文書でお知らせいたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

9 介護予防・日常生活支援総合事業について



続きまして、9 介護予防・日常生活支援総合事業についてです。

令和6年8月に、地域支援事業実施要綱が改正されました。

国は、2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していくという現状に対し、総合事業の充実を示しています。

- ①地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに間わり合う
- ②高齢者自身が適切に活動を選択できるようにする
- ③高齢者が元気なうちから地域会社や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続ける
- ④介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していくとされています。

図の「改正点」として赤く囲っている部分のことであり、市町村は、フレイル状態から要支援の方が、多くの選択肢の中で適切な選択ができるよう支援し、これまでの生活に戻れたり、要介護状態となっても地域とつながったまま生活できるようにするという、地域の人や社会資源とつながれる「地域共生社会」を築いていこうということになりました。

9 介護予防・日常生活支援総合事業について

	1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジスト センター	4 包括
多様なサービス・活動の例 (ガイドライン改正)		○		

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」(平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知)の一部を改正。

従前相当サービス	S 支援	多様なサービス・活動
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス ● 想定される対象者は、<u>進行性疾患や病態が安定しない者など</u> ● サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり 	S 支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動 ● 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等 ● サービスの内容は高齢者の視点に立てて検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ	通所型の多様なサービス・活動のイメージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が担い手となって活動することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施 <ul style="list-style-type: none"> ■ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する(多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される) ■ (有償・無償) ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用(ボランティアとの選択も可)による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大衆を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供 ■ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民が協議のもと定める ■ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能 <p>※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所まで共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することも想定される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が担い手となって活動することができる活動 <ul style="list-style-type: none"> ■ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場(多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される) ■ 訪問型サービスと同様 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動 <ul style="list-style-type: none"> ■ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに對する運動習慣づけのための活動 ■ 民間の運動・健康づくり施設への委託等(期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動(セルフケア)に移行すること)を想定 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動 <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するよう、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援 ■ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定(利用者の自己負担等に關わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切) ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ■ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援(配膳等)を行う活動 ■ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

改正点

また、従前相当サービスの対象者について、進行性疾患や病態が安定しない者等と明記されました。

そのため、相当サービス以外の方の支援として、右側の「多様なサービス・活動」を充実させて、地域住民を含む、地域の多様な主体により開発されるサービスや活動を選択できるよう支援していくこととされています。

この改正を受けて、印西市では総合事業の全体図を次のように変えていきます。

9 介護予防・日常生活支援総合事業について

高齢者の増加・担い手の不足・総合事業は自立支援のためのもの



事業対象者、要支援認定者は自立の状態に戻せる人である
介護の専門職は、重度者の支援に充てたい

- ◎軽度者（事業対象者、要支援認定者）は、原則として、
多様な主体によるサービスを利用
- ◎従前相当サービスは認知症・癌末期・難病などの人のみ利用可
- ◎要支援認定者は原則として、通所型サービスCを利用
- ◎ケアプランについては検討中
- ◎開始時期は未定

9 介護予防・日常生活支援総合事業について

- ◆事業対象者、要支援認定者のサービス利用の現状把握と分析
- ◆相談受付のフロー作成
- ◆通所型サービスCの受け入れ体制の確立
- ◆多様な主体のサービスの発掘、把握、情報集約
- ◆介護保険外のサービスの検討、創設
- ◆印西市の総合事業のあり方に対する規範的統合の推進

前述のことを実施する準備として以下のことを行っていきます。

- ◆事業対象者、要支援 認定者のサービス利用の現状把握と分析
どんなサービスを何人が利用しているか、給付費がいくらかかっているか、認定のみの人、福祉用具のみの人
- ◆相談受付のフロー作成
介護申請を勧めるのか多様なサービスを進めるのか誰が対応しても同じ対応、
- ◆通所型サービスCの受け入れ体制の確立
現状サービスの在り方の見直し、体制の検討、受け入れ数の増加
- ◆多様な主体のサービスの発掘、把握、創設
地域にある支援、サークル、ボランティア、通いの場、ゆうゆうサービス・ワンコインの拡充
把握と利用しやすいように情報集約
- ◆介護保険外のサービスの検討、創設
介護認定に紐づいている福祉サービスの見直し、福祉用具のみへの対応
- ◆印西市の総合事業のあり方に対する規範的統合の推進
軽度者は戻れる・戻す、市の組織、介護サービス関係者、住民の理解

9 介護予防・日常生活支援総合事業について

◆多様な主体によるサービスの利用



◎各地域包括支援センターに配置の

「生活支援コーディネーター」の活用

- ・多様な主体によるサービスの問合せ先
- ・把握している社会資源の情報提供が可能
- ・未把握の資源についても、探します
- ・必要時は一緒に訪問し、本人に社会資源の提示も可能

10 介護事業者系の設置について

■ 高齢者福祉課に介護事業者係を新設

介護事業者系の所掌事務

- 1 介護サービス事業者の指定等に関すること。
- 2 介護サービス事業者への指導、支援等に関すること。
- 3 社会福祉法人（課の所掌に係るものに限る。）の設立等認可に関すること。
- 4 社会福祉法人の指導監査等に関すること。
- 5 介護保険施設等の整備に関すること。

続きまして、10介護事業者系の設置についてです。

令和8年4月から高齢者福祉課に介護事業者係を新設し、これまで高齢者福祉課の各係に分散していた事業者の指定に関すること、指導監査に関すること、事業者の支援に関することなどを一括して行います。

これにより、より効率的な事務処理やみなさんに対しての支援などが円滑に行えるようになるものと考えています。

11 千葉県介護業務効率アップセンター

▶ 千葉県介護業務効率アップセンターとは

業務改善、介護テクノロジーの導入支援、各種加算取得、業務改善研修、伴走支援など幅広い相談が可能

【相談事例】

- ・業務改善を取り組みたいが、何から始めれば...
- ・ICT機器を導入したい、使ってみたい
- ・補助金はどんな申請があるのか...

● 問い合わせ・相談

043-216-2011

<https://chiba-kaigocenter.com/>



最後に、11千葉県介護業務効率アップセンターについてです。

千葉県介護業務効率アップセンターとは、千葉県が設置する介護生産性のための相談窓口です。

業務改善、介護テクノロジーの導入支援、各種加算取得、業務改善研修、伴走支援など幅広い相談が可能です。

相談事例として

業務改善を取り組みたいが、何から始めれば...

ICT機器を導入したい、使ってみたい

補助金はどんな申請があるのか...などの相談が行えますので、お困りの際はぜひ御活用ください。